

# 広島市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指針

制定	平成 5 年 1 2 月 1 日
改正	平成 1 0 年 6 月 1 7 日
改正	平成 1 5 年 1 1 月 7 日
改正	平成 2 1 年 4 月 1 日
改正	平成 2 3 年 3 月 3 1 日
改正	平成 2 8 年 1 月 2 6 日

## 第 1 趣旨

この指針は、広島市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 5 条の規定により、産業廃棄物処理施設等の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 定義

この指針において使用する用語は、指導要綱、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 5 2 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「基準省令」という。）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成 1 0 年 7 月 1 6 日付け環水企第 3 0 1 号・衛環第 6 3 号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「留意事項」という。）において使用する用語の例による。

## 第 3 最終処分場

最終処分場の維持管理の基準は、基準省令に定める最終処分場の維持管理の技術上の基準（留意事項に定める運用を含む。）によるほか、次のとおりとする。

### 第 3 の 1 共通基準

#### 1 設備等の維持管理

広島市産業廃棄物処理施設の構造に関する指針（以下「構造指針」という。）に基づいて設置することとした次の各号に掲げる設備の維持管理は、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。

##### (1) 囲い等

作業終了後又は作業員等が不在のときは、囲い及び施設の出入口を閉鎖すること。

##### (2) 排水処理設備

排水を処理するための機能が低下しないよう、機械、電気及び配管等の設備を定期的に点検し、補修その他の必要な措置を講ずること。

##### (3) 開渠

開渠その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態にしておくこと。

開渠等に堆積した土砂の除去等の維持管理を速やかに行うため、必要に応じ、管理用道路の設置その他の開渠等への到達を容易にするための措置を講ずること。

##### (4) 洗車設備

洗車等に伴って生ずる沈砂を定期的に除去すること。

(5) 防災調整池

防災調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(6) 基準点及び区域杭等

基準点及び区域杭は、常に明確にしておくこと。

(7) 緩衝帯等

周辺環境との調和を図るよう努めること。

2 放流水の水質検査

産業廃棄物の処理に伴って生ずる排水の処理設備を設けている場合は、その放流水について、定期的（年1回以上）に水質検査を行い、かつ、その結果を記録し、最終処分場を廃止するまでの間、これらを保存すること。

3 騒音、振動及び粉じんの防止

施設、設備、機械等の使用により著しい騒音及び振動が発生しないよう、また、粉じんが飛散しないよう必要な措置を講ずること。

4 異常時の措置

(1) 地震、台風、大雨等の際には、施設内を巡回して産業廃棄物の飛散、流出等の未然防止に努めるとともに、必要な措置を講ずること。

(2) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに作業を中止し、流出した産業廃棄物を回収する等の必要な措置を講ずること。

5 使用道路の安全確保等

(1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、産業廃棄物の運搬に用いる車両を通学時間帯を避けて運行させるなど、安全の確保に努めること。

(2) 使用道路において、道路事情その他の理由により交通整理を必要とするときは、誘導員を配置するなど、安全の確保に努めること。

(3) 使用道路は常に清掃して清潔の保持に努めるとともに、産業廃棄物の運搬に用いる車両の通行に起因する道路の損傷が認められる場合は、補修その他の必要な措置を講ずること。

6 搬入時の産業廃棄物の確認

(1) 取扱い品目以外の産業廃棄物が搬入され、及び処理されることのないよう、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者との連絡体制を確立し、契約書及びマニフェストを有効に活用して、産業廃棄物の管理を徹底すること。

(2) 車両から産業廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等において取り扱える品目であるか否かを確認し、取り扱えないものについては持ち帰り等の措置を講ずること。

(3) 特定有害産業廃棄物の搬入に際しては、有害物質の分析試験の結果などにより、取り扱える性状のものであるかどうかを確認すること。

### 第3の2 安定型最終処分場に係る個別基準

1 擁壁等の保全

法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行なうこと。

2 埋立処分の管理

- (1) 搬入された産業廃棄物は、原則として搬入された日のうちに締め固め、覆土、整地等の必要な措置を講ずること。
- (2) 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さをおおむね4.5メートル以下とし、かつ、一層ごとにその表面を土砂でおおむね50センチメートル覆うこと。
- (3) 覆土に必要な土砂を、常に、十分に確保しておくこと。
- (4) 埋立処分の進行状況を把握するため、3月に1回以上、同一の場所から写真撮影して記録するとともに、処分場を廃止するまでの間、これを保存すること。

### 第3の3 管理型最終処分場に係る個別基準

#### 1 擁壁等の保全

「第3の2」の1の規定の例による。

#### 2 埋立処分の管理

「第3の2」の2の規定の例による。この場合において、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね2メートル以下とすること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、この限りでない。

### 第3の4 遮断型最終処分場に係る個別基準

#### 1 上屋等の管理

上屋等の劣化、損壊の有無を定期的に点検して記録するとともに、異常が認められたときは、速やかに必要な措置を講ずること。

#### 2 埋立処分の管理

埋立処分にあつては、外周仕切設備及び内部仕切設備を損壊しないように留意し、産業廃棄物の保有水が漏洩することのないようにすること。

## 第4 中間処理施設

中間処理施設の維持管理の基準は、法、政令及び省令に定める産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準その他の規定によるほか、次のとおりとする。

### 1 設備等の維持管理

構造指針に基づいて設置することとした次の各号に掲げる設備の維持管理は、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。

#### (1) 囲い等

ア 施設の周囲に設置した囲い等を定期的に点検し、破損が認められた場合には直ちに補修すること。

イ 作業終了後又は作業員等が不在のときは、囲い及び施設の出入口を閉鎖すること。

#### (2) 立札等

ア 立札等を定期的に点検し、破損、汚損、表示の消失等が認められたときは、直ちに補修する等、常に見やすい状態としておくこと。

イ 表示すべき事項に変更が生じたときは、速やかに書換えその他の措置を講ずること。

#### (3) 排水処理設備

排水を処理するための機能が低下しないよう、機械、電気及び配管等の設備を定期的に点検し、補修その他の必要な措置を講ずること。

(4) 消火設備

消火器、貯水槽、散水器その他の消火設備は、常に所要の機能が発揮されるよう定期的に点検し、補充、交換、補修等の必要な措置を講ずること。

(5) 洗車設備

洗車等に伴って生ずる沈砂を定期的に除去すること。

2 放流水の水質検査

産業廃棄物の処理に伴って生ずる排水の処理設備を設けている場合は、その放流水について、定期的（年1回以上）に水質検査を行い、かつ、その結果を記録し、これを3年間保存すること。

3 粉じんの防止

施設、設備、機械等の使用により粉じんが飛散しないよう必要な措置を講ずること。

4 異常時の措置

(1) 地震、台風、大雨等の際には、施設内を巡回して産業廃棄物の飛散、流出等の未然防止に努めるとともに、必要な措置を講ずること。

(2) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物を回収する等の必要な措置を講ずること。

5 使用道路の安全確保等

(1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、産業廃棄物の運搬に用いる車両を通学時間帯を避けて運行させるなど、安全の確保に努めること。

(2) 使用道路において、道路事情その他の理由により交通整理を必要とするときは、誘導員を配置するなど、安全の確保に努めること。

(3) 使用道路は常に清掃して清潔の保持に努めるとともに、産業廃棄物の運搬に用いる車両の通行に起因する道路の損傷が認められる場合は、補修その他の必要な措置を講ずること。

6 搬入時の産業廃棄物の確認

(1) 取扱い品目以外の産業廃棄物が搬入され、及び処理されることのないよう、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者との連絡体制を確立し、契約書及びマニフェストを有効に活用して、産業廃棄物の管理を徹底すること。

(2) 車両から産業廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等において取り扱える品目であるか否かを確認し、取り扱えないものについては持ち帰り等の措置を講ずること。

(3) 特定有害産業廃棄物の搬入に際しては、有害物質の分析試験の結果などにより、取り扱える性状のものであるかどうかを確認すること。

## 第4 積替・保管施設

積替・保管施設の維持管理の基準は、法、政令及び省令に定める産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準その他の規定によるほか、次のとおりとする。

1 設備等の維持管理

構造基準に基づいて設置することとした次の各号に掲げる設備等の維持管理は、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。

(1) 囲い等

- ア 施設の周囲に設置した囲い等を定期的に点検し、破損が認められた場合には 直ちに補修すること。
  - イ 作業終了後又は作業員等が不在のときは、囲い及び施設の出入口を閉鎖すること。
- (2) 立札等
- ア 立札等を定期的に点検し、破損、汚損、表示の消失等が認められたときは、直ちに補修する等、常に見やすい状態としておくこと。
  - イ 表示すべき事項に変更が生じたときは、速やかに書換えその他の措置を講ずること。
- (3) 排水処理設備
- 排水を処理するための機能が低下しないよう、機械、電気及び配管等の設備を定期的に点検し、補修その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 消火設備
- 消火器、貯水槽、散水器その他の消火設備は、常に所要の機能が発揮されるよう定期的に点検し、補充、交換、補修等の必要な措置を講ずること。
- (5) 洗車設備
- 洗車等に伴って生ずる沈砂を定期的に除去すること。
- 2 放流水の水質検査
- 産業廃棄物の保管に伴って生ずる排水の処理設備を設けている場合は、その放流水について、定期的（年1回以上）に水質検査を行い、かつ、その結果を記録し、これを3年間保存すること。
- 3 粉じんの防止
- 施設、設備、機械等の使用により粉じんが飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- 4 異常時の措置
- (1) 地震、台風、大雨等の際には、施設内を巡回して産業廃棄物の飛散、流出等の未然防止に努めるとともに、必要な措置を講ずること。
  - (2) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに作業を中止し、流出した産業廃棄物を回収する等の必要な措置を講ずること。
- 5 使用道路の安全確保等
- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、産業廃棄物の運搬に用いる車両を通学時間帯を避けて運行させるなど、安全の確保に努めること。
  - (2) 使用道路において、道路事情その他の理由により交通整理を必要とするときは、誘導員を配置するなど、安全の確保に努めること。
  - (3) 使用道路は常に清掃して清潔の保持に努めるとともに、産業廃棄物の運搬に用いる車両の通行に起因する道路の損傷が認められる場合は、補修その他の必要な措置を講ずること。
- 6 搬入時の産業廃棄物の確認
- (1) 取扱い品目以外の産業廃棄物が搬入され、及び処理されることのないよう、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者との連絡体制を確立し、契約書及びマニフェストを有効に活用して、産業廃棄物の管理を徹底すること。
  - (2) 車両から産業廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等において取り扱える品目であるか否かを確認し、取り扱えないものについては持ち帰り等の措置を講ずること。
  - (3) 特定有害産業廃棄物の搬入に際しては、有害物質の分析試験の結果などにより、取り扱える性状のものであるかどうかを確認すること。

7 処分方法ごとの保管等

産業廃棄物の積替え又は保管にあたっては、産業廃棄物の種類ごと又は処分先若しくは処分方法ごとに区分して行うものとし、これらの区分の異なる産業廃棄物を混合しないこと。

8 施設への搬入及び搬出等

積替・保管施設から、他の積替・保管施設への搬出は行わないものとする。

附 則

この基準は、平成15年12月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年1月26日から適用する。